

松江市空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条に基づき、松江市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 空家等対策計画（法第6条第1項に規定する空家等対策計画をいう。）の作成及び変更に関すること。
- (2) 空家等対策計画の実施に関すること。
- (3) 特定空家等（法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。）に該当するか否かの判断が困難である場合の当該判断に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、法第7条第2項に規定する者をもって構成する。

2 前項に規定する構成員（以下「委員」という。）の総数は15名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事

項は別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。